

# 第五次環境基本計画（環境保健部会担当分野）の 点検結果の概要（案）

令和2年7月31日

環境省 大臣官房  
環境保健部 環境安全課

# はじめに

## ■ 点検の背景

- 第99回中央環境審議会総合政策部会（令和元年7月8日）において、中央環境審議会による第五次環境基本計画の点検の進め方について審議。環境保健部会においては、以下の点検を担当することとなった。

- i. 第2部第2章「4. 健康で心豊かな暮らしの実現」の内の「化学物質のライフサイクル全体での包括的管理」
- ii. 第2部第3章「4. 環境リスクの管理」の内の「（2）化学物質管理」

## ■ 点検分野と地域循環共生圏との関係

- 人々の健康と心豊かな暮らしの基盤である環境を保全する取組として必要不可欠なものであり、「地域循環共生圏」を支える基盤
- 「循環」を進めていくことにより、従来よりもライフサイクルが長寿命化・複雑化することが予想され、これまで以上に化学物質のライフサイクル全体の管理が重要

## ■ 点検の進め方

- 本報告書は、環境基本計画の点検に先立ち取りまとめられた、「SAICM国内実施計画の進捗結果について」（令和2年2月）の結果や、上記 ii において「重点的に取り組む」とされている事項を活用して、重点的取組事項ごとに、関係各府省庁の取組状況を把握・整理。

# 第五次環境基本計画（環境保健部会担当分野） における重点的取組事項

## 重点的取組事項①

化学物質のライフサイクル全体の  
リスクの最小化に向けた取組の推進

### 【施策の基本的方針】

ライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた、化学物質の製造・輸入・使用・環境への排出・リサイクル・廃棄のあらゆる段階において、規制等適切な手法を組み合わせることで、リスクの低減措置を一層推進し、化学物質のライフサイクル全体のリスクの削減をしていく必要がある。

### 【点検項目】

- 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の推進
- 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施
- リスク評価の推進、目標値等の設定
- 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌等の負の遺産への対応
- 災害・事故に係る化学物質漏洩等への対応

### 【取組推進に向けた指標】

- 環境基準、目標値、指針値が設定されている有害物質の達成状況
- PRTR制度の対象物質の排出量及び移動量
- 化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価及びリスク評価の実施状況

## 重点的取組事項②

化学物質に関する調査研究等の推進と  
国際的観点からの化学物質管理の実施

### 【施策の基本的方針】

化学的な環境リスク評価を効率的に推進するために、リスク評価の効率化・高度化に向けた新たな手法の検討等を行うとともに、予防的取組方法の考え方のもと各種調査・研究等に積極的に取り組む必要がある。また、諸外国と協力した化学物質管理を行っていく必要がある。

### 【点検項目】

- リスク評価の効率化・高度化等に向けた新たな手法の開発・活用
- 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応
- 国民の安全・安心の基盤としての各種モニタリング等の実施
- 評価手法の開発・国際調査、データの共有等の促進

### 【取組推進に向けた指標】

- 各種の環境調査・モニタリングの実施状況

# 第五次環境基本計画（環境保健部会担当分野） における重点的取組事項

## 重点的取組事項③ 化学物質の管理やリスクの 理解促進と対話の推進

### 【施策の基本的方針】

化学物質によるリスクについて、関係者（国、地方公共団体、市民、NGO、産業界、専門家）が対話を通じて正確な情報を共有しつつ意思疎通を図ることによりパートナーシップを発展させる。

また、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）のラベルや安全データシート（SDS）等の活用を通じた、事業者間及び事業者と消費者間の情報共有の促進や、環境リスクに関する学校や事業者等における理解を促進する必要がある。

### 【点検項目】

- a. リスクコミュニケーションの一層の推進
- b. 製品中の化学物質に関する取組の実施

### 【取組推進に向けた指標】

- リスクコミュニケーションの実施状況

## 重点的取組事項④ 子どもの健康と環境に関する全国調査

### 【施策の基本的方針】

環境中の化学物質が子どもの心身の健康に与える影響要因を明らかにすることにより適切なリスク管理体制を構築し、安全・安心な子育て環境の実現につなげるため、エコチル調査を推進していく必要がある。

### 【点検項目】

- a. エコチル調査の推進

### 【取組推進に向けた指標】

- 子どもの健康状態等に関する質問票ののべ回収枚数

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

### 取組結果の概要

化学物質のリスクの最小化に向けて、製造・輸入・使用段階での対策として、化学物質審査規制法による具体的なリスク評価や農薬取締法による安全性に関する審査等を実施してきた。化学物質審査規制法によるリスク評価については、これまで既存化学物質を含むすべての一般化学物質を対象にスクリーニング評価を、優先評価化学物質について詳細なリスク評価を着実に実施してきた。また、農薬取締法による措置としては、農薬取締法の改正を行い、農薬のリスク評価の対象を生活環境動植物へと拡大した。

環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策として、化学物質排出把握管理促進法のPRTR制度による化学物質の排出量等の把握・公表を実施してきた。また、PCB廃棄物処理基本計画に基づくPCB廃棄物の処理期限までの処理を確実に完了させるために、環境省、JESCO、都道府県市、経済産業省、事業者団体等の関係機関が連携して取組を推進してきた。また、低濃度PCB廃棄物についても、PCB廃棄物特別措置法で定める処理期間までの確実な処理に向け、無害化処理認定や技術的検討等を行ってきた。

災害・事故にかかる化学物質漏洩等への措置として、大気汚染防止法や水質汚濁防止法に基づき、地方公共団体と連携の上対応を実施してきており、また、化学物質排出把握管理促進法において、これまでPRTR制度で蓄積されたPRTRデータを関係する地方公共団体等に共有する等、災害・事故時の迅速な対応に向けた取り組みを実施してきた。

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

### a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の推進

#### 【化学物質審査規制法における規制の実施】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- 審査特例制度における全国数量上限の見直し、一般化学物質のうち毒性が強い化学物質の管理の強化（平成29年改正）

#### 【農薬取締法における規制等の実施】（農林水産省、環境省）

- 農薬の安全性の再評価を行う制度の新規導入、農薬の安全性に関する審査を充実する等の措置（平成30年改正）
- 令和2年3月末時点において、水域の生活環境動植物の被害防止に係る登録基準を438農薬に対して設定、水質汚濁に係る登録基準を321農薬について設定

#### 【労働安全衛生法における取組】（厚生労働省）

- 労働現場での労働災害及び健康障害防止のために、労働安全衛生法に基づく化学物質等のばく露等防止対策を適切に実施
- 化学物質に起因する爆発や中毒等の労働災害発生時に、事業者による労働基準監督署への報告を義務付け

#### 【家庭用品規制法における取組】（厚生労働省）

- 化学的変化により容易にベンジジン等の24種類の特定芳香族アミンを生ずるアゾ化合物を新たに有害物質として指定（平成27年政令改正）、当該物質を含有する染料が使用されている家庭用品を指定（平成27年省令改正）
- 毎年度、各自治体において、試買検査等により、規制基準に適合しない家庭用品の販売等に対する監視、指導を実施

#### 【室内空気汚染に関する取組】（厚生労働省）

- シックハウス（室内空気汚染）問題に対応するため、ホルムアルデヒド等13の物質について室内濃度指針値を設定
- 指針値が検討されて以降、約10年経過したこと等を踏まえ、平成24年9月よりシックハウス（室内空気汚染）問題に関する検討会を再開。検討会の議論を踏まえ、キシレン、フタル酸ジ-n-ブチル、フタル酸ジ-2-エチルヘキシルについて指針値を改定（平成31年1月）

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

### a) 化学物質の製造・輸入・使用段階での規制の適切な実施や、事業者の取組の推進（続き）

#### 【毒物及び劇物取締法における規制の実施】（厚生労働省）

- 日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生するおそれが高い物質を毒物又は劇物に指定
- 毒物劇物営業者の登録制度、容器等への表示、販売（譲渡）の際の手続、盗難・紛失・漏洩等の防止の対策、運搬・廃棄等の基準等を設定

#### 【水銀による環境の汚染の防止に関する法律に基づく措置】（経済産業省、環境省）

- 水銀汚染防止法の施行（平成27年施行）
- 水銀の掘採、特定の水銀使用製品の製造、特定の製造工程における水銀等の使用及び水銀等を使用する方法による金の採取等を禁止
- 水銀汚染防止法に基づく水銀等の貯蔵及び水銀含有再生資源の管理に関する報告のとりまとめ結果を公表（平成29、30年度実績の公表）

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

### b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施

#### 【大気汚染防止法に基づく規制等】（環境省）

- 大気汚染物質に係る環境基準確保のための施策を推進するため、固定発生源から排出された大気汚染物質量の調査や都道府県等の大気汚染防止法施行状況調査を実施
- 一般環境中の汚染物質の濃度については、ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準等を設定。有害大気汚染物質対策を制度化したことにより、2008年度以降の環境基準の超過率はほぼ0%で推移

#### 【水質汚濁防止法に基づく規制等】（環境省）

- 工場・事業場から排出される水等による公共用水域及び地下水の水質の汚濁の防止を図るため、汚水又は廃液を排出する特定施設等を設置する工場又は事業場から公共用水域に排出される排水又は地下水に浸透する浸透水について、28有害物質等の排水基準又は地下浸透基準を設定し、これらに適合しない排出・浸透を禁止
- 水質汚濁に関する健康項目の環境基準超過状況の推移は、1998年以降0.5～1.1%程度でほぼ横ばい

#### 【ダイオキシン類対策特別措置法に基づく対策】（環境省）

- ダイオキシン類の削減対策を進めるため、汚染状況の調査及び排出源からの発生状況の把握・排出インベントリの作成を実施
- 国内削減計画に基づく対策を推進し、平成30年度における削減目標を達成

#### 【廃棄物処理法等に基づく有害物質を含む廃棄物の適正処理】（環境省）

- 水銀に関する水俣条約の発効（平成29年8月）を踏まえ、廃棄物処理法施行令を改正
- 水銀使用廃製品を水銀使用製品産業廃棄物として指定・処理基準を設定したほか、「医療機関に退蔵されている水銀血圧計等回収マニュアル」、「水銀廃棄物ガイドライン」を作成
- 廃棄物処理制度における情報伝達に関する取組として、平成29年度から平成30年度にかけて、排出事業者が処理業者に伝達しなければならない情報等の明確化について検討



# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

### b) 化学物質の環境への排出・廃棄・リサイクル段階での対策の実施（続き）

#### 【化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量の把握・公表】（経済産業省、環境省）

- 事業者による第一種指定化学物質の環境への排出や廃棄物に含まれる移動量等の届出に基づき、前年度分の排出量・移動量を集計、届出対象外となる排出量と併せて公表（平成30年度実績を令和2年3月に公表）
- 最新の有害性情報やばく露の実態に即し、平成30年度より指定化学物質の見直し検討作業を実施中。その際、ばく露の評価には、PRTR制度に基づき集計・公表された排出量・移動量を初めて活用。

#### 【残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約対象物質含有製品の適正な取扱い】（厚生労働省・経済産業省・環境省）

- POPs条約第8回締約国会議（平成29年5月）で新たに廃絶対象とすることが決定されたポリ塩化直鎖パラフィン及びデカブROMジフェニルエーテル（DecaBDE）について、化学物質審査規制法施行令を改正、第一種特定化学物質に指定（平成30年）、あわせて、これら物質が使用されている製品を輸入禁止製品として追加指定
- 第9回締約国会議（令和元年5月）において、新たに条約の対象物質に追加されたo,p-ジコホル、ペルフルオロオクタン酸（PFOA）とその塩及びPFOA関連物質について、今後、化学物質審査規制法において第一種特定化学物質に指定し、必要に応じて輸入禁止製品を指定するなど所要の措置を講じる予定

#### 【ストックホルム条約対象物質含有製品の廃棄物処理に向けた処理方策等の検討】（環境省）

- POPsを含有する廃棄物の適正処理を推進するため、HBCD、DecaBDE、塩素系製剤を含有する廃棄物の適正処理方策の検討を実施

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

### c) リスク評価の推進、目標値等の設定

#### 【化学物質審査規制法に基づく優先評価化学物質の指定・リスク評価】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- 既存化学物質を含むすべての一般化学物質を対象にスクリーニング評価を実施し、優先評価化学物質を指定。現在、226物質を優先評価化学物質に指定
- 優先評価化学物質については段階的に詳細なリスク評価を進め、令和元年度までに74物質について「リスク評価（一次）評価II」に着手、35物質について評価IIの評価結果を審議

#### 【農薬に係るリスク評価の推進】（環境省）

- 農薬取締法の一部を改正する法律（平成30年法律第53号）に基づき、令和2年度より農薬のリスク評価の対象を生活環境動植物へと拡大
- 令和2年度からは、生活環境動植物として鳥類の被害防止に係る農薬登録基準の設定を開始するとともに、野生ハナバチ類を対象とした農薬のリスク評価手法の確立に向けた検討を実施

#### 【化学物質の環境リスク初期評価の実施】（環境省）

- 潜在的に人の健康や生態系に有害な影響を及ぼす可能性のある化学物質が、大気、水質、土壌等の環境媒体を經由して環境の保全上の支障を生じさせるおそれ（環境リスク）について、環境媒体を經由したばく露量と毒性を科学的な観点から定量的に検討した上で、両者の比較によるリスク初期評価（スクリーニング評価）を実施
- これまでに18次にわたり結果をとりまとめ、「化学物質の環境リスク評価」として公表。令和元年12月までに、381物質について評価を実施

#### 【職場における化学物質のリスク評価】（厚生労働省）

- 労働安全衛生法に基づく有害物ばく露作業報告制度等により労働者の健康障害に係るリスク評価を実施。平成30年度からは新たに化学物質審査規制法によるスクリーニング評価の結果も参照
- リスク評価を行った化学物質のうち、専門家による検討や有識者による審議等を通じて新たに規制が必要とされたものについて政省令の改正等を実施。平成24年度以降、21物質について特定化学物質障害予防規則等が改正

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

### c) リスク評価の推進、目標値等の設定（続き）

#### 【化学物質審査規制法における各種毒性試験等の実施】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- 難分解性等の性状を有し、かつ、人の健康を損なうおそれや高次捕食動物の生息又は生育に支障を及ぼすがある化学物質等について、人健康リスク評価・生態影響リスク評価に必要な毒性等調査を実施
- 定量的構造活性相関（QSAR）モデルの1つである「生態毒性予測システム（通称：KATE）やカテゴリーアプローチによる予測精度の向上や適用可能な範囲の拡大のため、実測値を得るため生態影響試験を実施

#### 【大気汚染に係る環境基準等の設定・改定等に資する調査検討】（環境省）

- 10物質（ダイオキシン類を除く）について環境基準、9物質について指針値が設定されている（令和2年7月時点）
- 諸外国及び国際機関等における大気保全政策の動向に関する最新の情報等を踏まえ、人の健康影響に関する情報の収集・整理を引き続き進めるとともに、有害大気汚染物質に関して得られる科学的知見に制約がある場合の有害性等評価手法についても検討を行い、必要な改定を実施

#### 【水質環境基準等の見直し】（環境省）

- 公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準として27項目、水質汚濁に係る生活環境保全に関する環境基準のうち、水生生物の保全に係る環境基準として3項目、地下水の水質汚濁に係る環境基準として28項目を設定
- 環境基準項目及びその基準値、要監視項目及びその指針値については、必要な追加・見直し作業を継続的に実施

#### 【土壌環境基準等の見直し】（環境省）

- 環境基本法に基づき設定される土壌の汚染に係る環境基準として、水質環境基準、地下水環境基準等を踏まえ、29項目を設定

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

### d) 過去に製造された有害化学物質や汚染土壌等の負の遺産への対応

#### 【土壌汚染対策法における取組】（環境省）

- 土壌汚染対策法の施行状況調査を行い、土壌汚染調査・対策の現状について実態を把握・公表、今後の土壌汚染対策の推進に資する資料として取りまとめ
- この結果を踏まえ、土壌の汚染状態の調査方法や汚染の除去等の対策方法に係る課題の抽出や改善策の検討を行い、環境リスクの適切な管理を推進。また、汚染土壌の運搬、管理の適正化を図り、適正な汚染土壌の処理を推進

#### 【PCB廃棄物特別措置法の取組推進】（環境省）

- 道府県市に届出されていない機器の掘り起こし調査等に係る都道府県市への支援の取組、保管事業者等に対する普及啓発活動等を実施
- PCB廃棄物特別措置法で定める処理期間（令和9年3月）までの低濃度PCB廃棄物の確実な処理に向け、無害化処理認定や技術的検討等を実施

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進

### e) 災害・事故に係る化学物質漏洩等への対応

#### 【事故等により化学物質が大気環境中へ排出された場合の措置】（環境省）

- 大気汚染防止法第17条により、ばい煙発生施設及び特定施設を設置している事業者等及び都道府県知事に対して事故時の措置を規定
- 事故等により化学物質が大気環境中へ排出された場合には、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずることがないように地方公共団体と連携の上、適正に対応

#### 【水質汚濁防止法に基づく事故時の措置の届出】（環境省）

- 工場・事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制を実施
- 「自然災害による水質汚濁事故時の措置徹底について」の依頼を都道府県知事等へ発出（令和元年12月）

#### 【化学物質排出把握管理促進法のPRTR制度で得られたデータの有効活用】（環境省）

- 一般に公表しているPRTR制度に基づき事業者からの届出データを、関係する地方公共団体等に共有し適切な情報伝達を促進

#### 【水環境の危機管理・リスク管理推進事業】（環境省）

- 一般環境中の存在状況を把握するため、全国の河川水の検体分析、事業所からの排出実態調査を実施（平成25年度から平成27年度）、平成28年度にこれらの水質調査結果を評価・とりまとめ
- 調査対象とした事業場へのヒアリング等により対象物質の使用状況等を調査し（平成29年度から平成30年度）、平成30年6月に、これまでの調査で得られた知見をとりまとめ、地方公共団体宛に通知

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進に係る取組推進に向けた指標

### <大気環境に関する環境基準等達成状況>

#### (1) 環境基準が設定されている物質 (4物質)

- ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンについては、環境基準を達成

#### (2) 指針値が設定されている物質 (9物質)

- アクリロニトリル、塩化ビニルモノマー、クロロホルム、水銀及びその化合物、1, 3ブタジエンについては、指針値を達成。
- 1, 2ジクロロエタンは固定発生源周辺1地点、ニッケル化合物は固定発生源周辺1地点、ヒ素及びその化合物は固定発生源周辺5地点、マンガン及びその化合物は固定発生源周辺1地点で指針値を超過。

#### (3) 環境基準が設定されていないその他の有害大気汚染物質 (8物質)

- ベンゾ[a]ピレンは緩やかな低下傾向。
- アセトアルデヒド、塩化メチル、クロム及びその化合物、酸化エチレン、トルエン、ベリリウム及びその化合物、ホルムアルデヒドはほぼ横ばい。

出典) 平成30年度大気汚染状況について (令和2年3月)  
別添2 「平成30年度有害大気汚染物質等に係る常時監視測定結果」

### <水環境に関する環境基準等達成状況>

#### ○ 健康項目

- 27項目の環境基準達成率は、99.1% (前年度99.2%)

#### ○ 生活環境項目 (水生生物の保全)

- 全亜鉛の類型指定水域 (1,276水域) の環境基準達成率は、98.1% (前年度1,234水域、97.8%)
- ノニルフェノールの類型指定水域 (1,187水域) の環境基準達成率は、100% (前年度1,150水域、100%)
- 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩 (LAS) の類型指定水域 (1,132水域) の環境基準達成率は、99.6% (前年度1,105水域、99.7%)

出典) 平成30年度公共用水域水質測定結果 (令和元年12月)

### <地下水質に関する環境基準等達成状況>

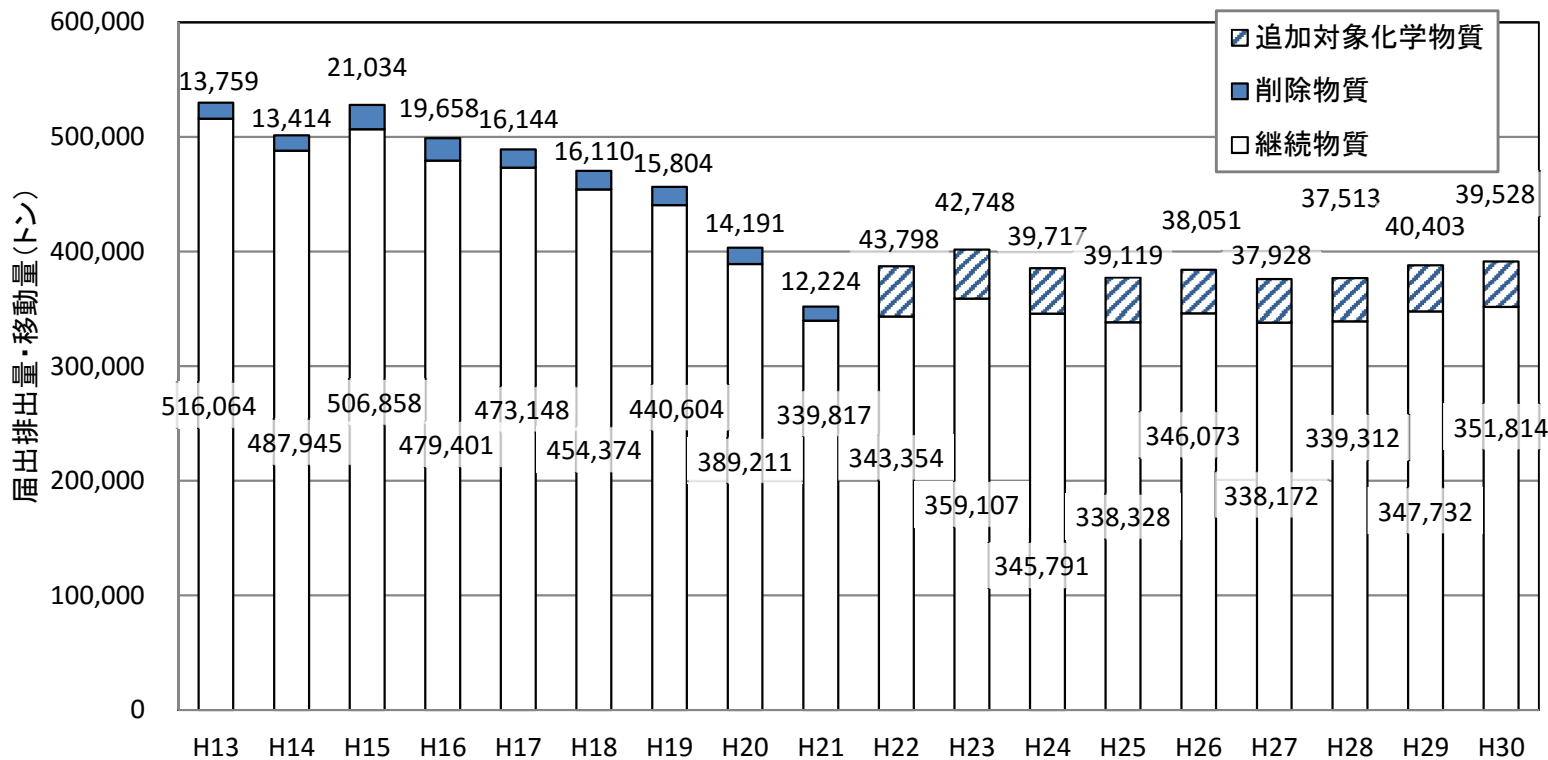
- 概況調査の結果、平成30年度は5.6%の地点 (井戸) で環境基準を超過 (前年度5.5%) 。
- 発見された汚染について、その範囲を確認するため汚染井戸周辺地区調査を実施。平成30年度の井戸数は935本 (前年度818本) 。
- 汚染が確認された地域については、継続監視調査を実施。平成30年度の井戸数は4,236本 (前年度4,313本) 。

出典) 平成30年度地下水質測定結果について (令和2年2月)

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進に係る取組推進に向けた指標

＜化学物質排出把握管理促進法における排出量及び移動量＞



- 平成30年度の結果を、現行の届出要件（取扱量）による届出が開始された初年度（平成15年度）と比較すると、総排出量・移動量は11万4千トン（▲22.8%）減少。
- 平成20年度の対象物質の見直し前後で、継続して指定されている第一種指定化学物質（継続物質）の排出量・移動量は14万1千トン（▲29.0%）減少。経年的には減少傾向。

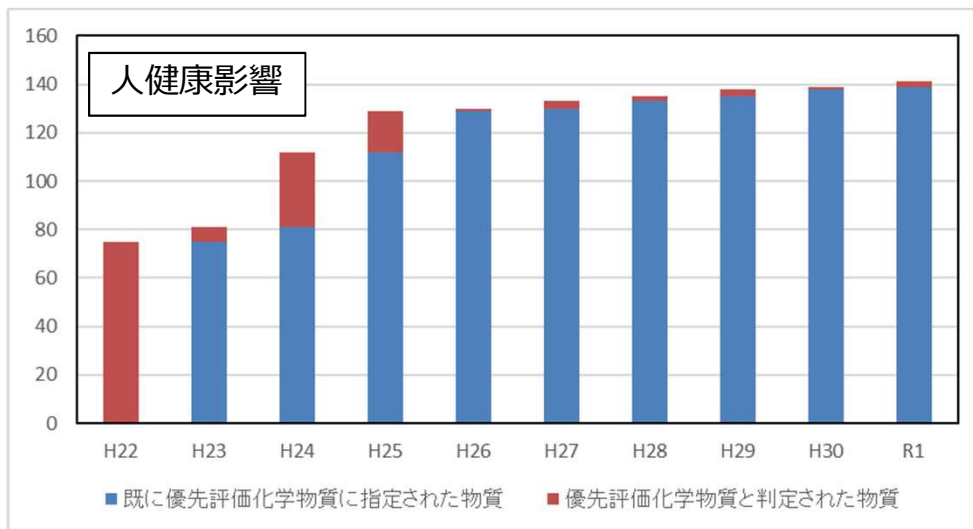
出典) 平成30年度PRTRデータの概要

# 各重点的取組事項の取組状況

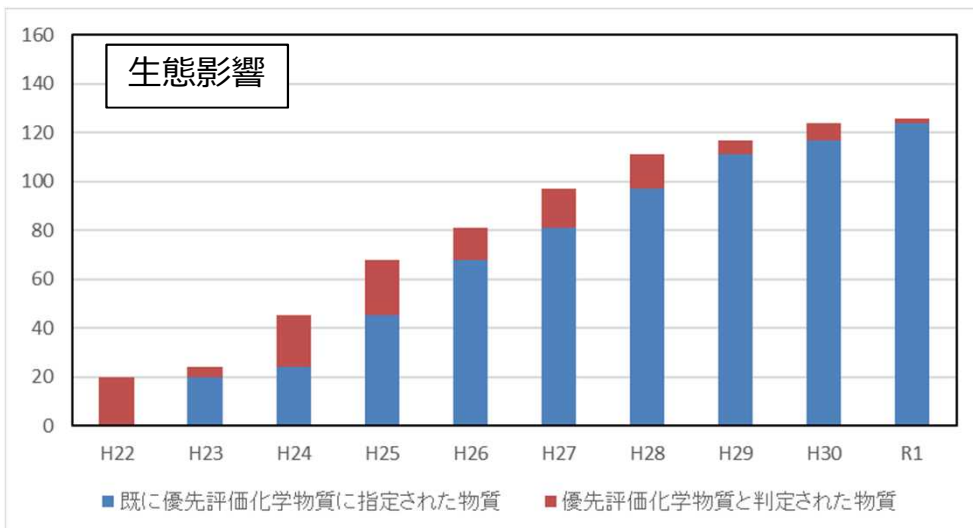
## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進に係る取組推進に向けた指標

<化学物質審査規制法に基づくスクリーニング評価の実施状況>

優先評価化学物質として判定された物質累計数



優先評価化学物質として判定された物質累計数



- 令和元年度は、平成29年度の製造輸入数量1トン以上の一般化学物質11,801物質のうち、製造輸入数量10トン超の一般化学物質7,644物質についてスクリーニング評価を実施。
- ばく露クラスの推計等を行い、4物質については、新たに優先評価化学物質相当であると判定。
- 現在、226物質を優先評価化学物質に指定（令和2年4月1日現在）。

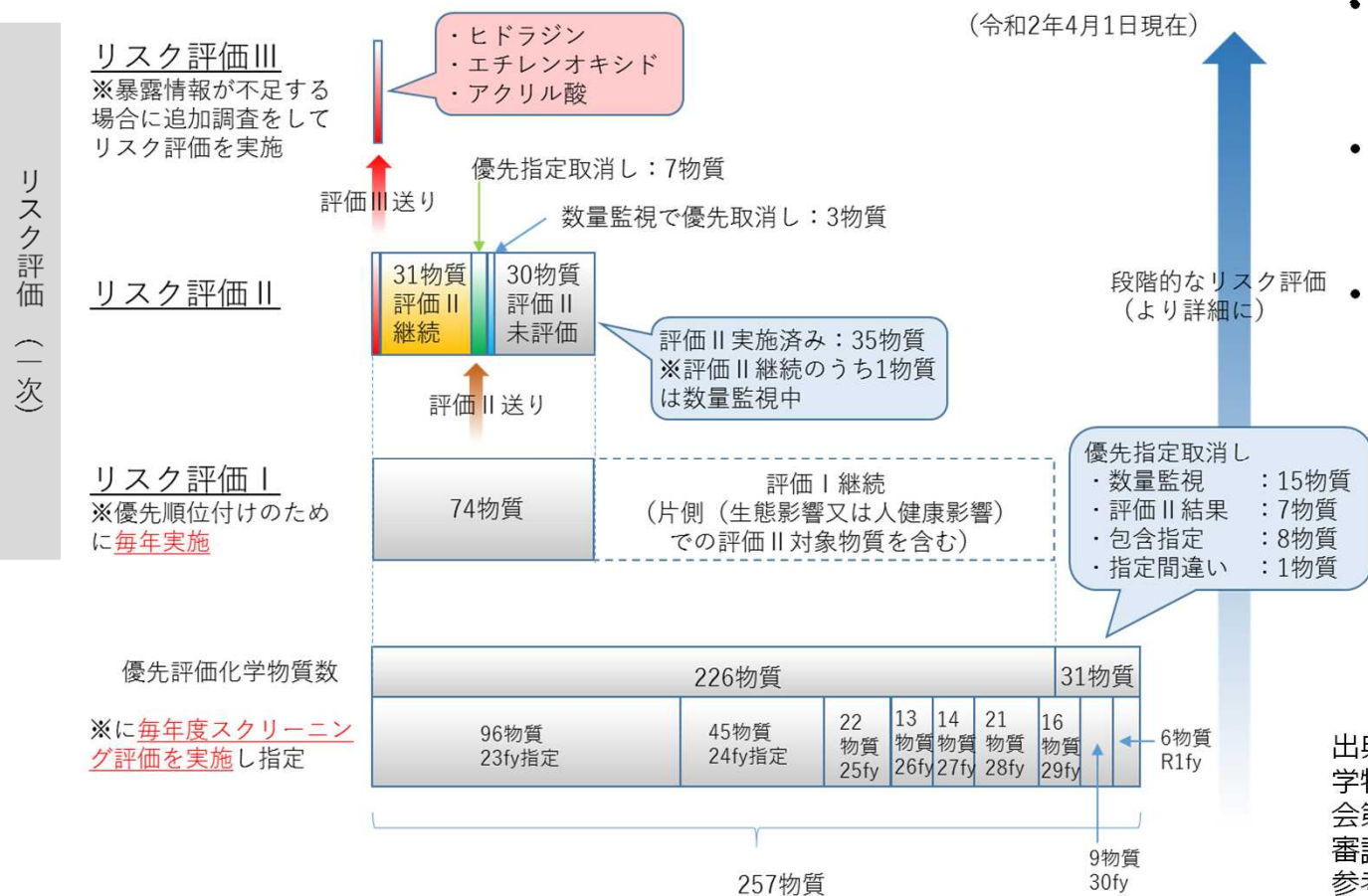
出典) 令和元年度第7回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 令和元年度化学物質審議会第4回安全対策部会 第199回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員会 資料1-1 令和元年度スクリーニング評価の進め方及び評価結果より環境省作成



# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項①化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた取組の推進に係る取組推進に向けた指標

### <化学物質審査規制法に基づくリスク評価の実施状況>



- 平成30年度までの結果と併せて、これまでに74物質についてリスク評価(一次)評価Ⅱに着手。
- このうち令和元年度までに35物質についてリスク評価(一次)評価Ⅱの審議を実施。
- 3物質については数量監視を条件として優先評価化学物質の指定を取り消し。その他の30物質のうち6物質は物質の取扱実態を調査する必要があるため令和3年度以降に評価。

出典) 令和元年度第4回薬事・食品衛生審議会薬事分科会化学物質安全対策部会化学物質調査会 令和元年度化学物質審議会第1回安全対策部会・第189回審査部会 第196回中央環境審議会環境保健部会化学物質審査小委員  
参考資料 5 化審法のスクリーニング評価・リスク評価におけるWSSD 2020年目標の達成に係る進捗状況と今後の取組

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項②化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施

### 取組結果の概要

化学物質に関する調査研究等を推進として、QSARやカテゴリーアプローチ手法等のin silico手法の高度化と実用化に基づく評価ストラテジーの開発研究や反復投与毒性のリードクロス評価を支援するプラットフォーム「HESS」の開発を行った。また、平成29年度から令和3年度で人健康に係る反復投与毒性予測システム（AI-SHIPS）を開発中である。更に国民の安全・安心の基盤構築に向けて、化学物質環境実態調査による一般環境中の化学物質の残留状況の把握や大気環境や水環境等の常時監視による汚染状況の把握等を実施してきた。

一方で、内分泌かく乱作用やナノ材料等のリスク評価手法の検討として、具体の化学物質に対する生物試験等の実施やナノ材料の有害性情報の調査、有害性評価手法の研究開発を実施してきたが、今後、殺虫剤も含めた諸課題に対する取組を一層推進していくことが必要である。

国際的な化学物質管理の観点として、OECD等の国際的な枠組みのもとでのリスク評価手法等の開発に貢献してきた。また、条約対応として、水俣条約の推進に向けて我が国の経験を活かした途上国支援や、ストックホルム条約を踏まえた国内措置等を実施してきた。その他、諸外国に対して我が国の化学物質管理施策や経験の共有等を実施してきた。引き続き、OECD等における化学物質管理等の取組に積極的に参加し、諸外国の化学物質管理に関する情報を収集するとともに、取組の成果を国内の施策に活用していくことが重要である。また、新興国等における化学物質管理の強化や、国際的な化学物質管理の協調に向けて、二一ズを踏まえた支援を実施していく。

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項②化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施

### a) リスク評価の効率化・高度化等に向けた新たな手法の開発・活用

#### 【QSAR・トキシコゲノミクス等の開発・活用】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- QSAR等を利用した健康影響評価システムの開発として、QSARやカテゴリーアプローチ手法等のin silico手法の高度化と実用化に基づく評価ストラテジーの開発研究等を実施
- 国立研究開発法人国立環境研究所とともにKATEの研究・開発を実施、KATE 2017正式版を公開（平成31年1月）
- 経済産業省では平成29年度から令和3年度の5年間にわたり、人健康に係る反復投与毒性予測システム（AI-SHIPS）の開発を実施中
- 独立行政法人製品評価技術基盤機構等が、反復投与毒性のリードアクロス評価を支援するプラットフォーム「HESS」を開発。
- 経済産業省と独立行政法人製品評価技術基盤機構は、BCFBAF（EPI SUITE）やBCF base-line model（OASIS Catalogic）を活用した蓄積性・分解性評価手法を策定、化学物質の蓄積性・分解性評価に適用

#### 【高次捕食動物に係る毒性試験法の高度化に向けた検討】（環境省）

- 監視化学物質の毒性評価手法の確立に向けて、鳥類への長期毒性についての予備的な試験や、難分解性・高濃縮性化学物質による鳥類への化学物質の蓄積性についての検証を実施（令和元年度）

#### 【生態毒性試験困難物質の試験法の検討】（環境省）

- 化学物質審査規制法に規定する水生生物に対する生態毒性試験をそのまま実施できない物質の評価や、底生生物を用いた毒性試験など、評価手法が国際的に確立されていない毒性の評価に向けた検討の実施

#### 【化学物質審査規制法の枠組における、ライフサイクルの全段階を考慮したスクリーニング・リスク評価手法】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- ライフサイクル全体を考慮した評価を可能とする手法の開発について調査検討を実施

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項②化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施

### a) リスク評価の効率化・高度化等に向けた新たな手法の開発・活用（続き）

#### 【化学物質の内分泌かく乱作用に関する試験法の開発】（経済産業省、環境省）

- 魚類、両生類等を用いた試験法について開発を行い、OECDテストガイドライン化に向けた取組を実施
- メダカ拡張一世代繁殖試験、幼生期両生類成長発達アッセイ等をOECDテストガイドラインとして確立
- 細胞を用いた女性ホルモン受容体（ER）結合試験法がOECDテストガイドラインとして採択

#### 【PRTR届出データの精度向上支援】（経済産業省、環境省）

- 化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度において、事業者が化学物質の環境中への排出量等を把握する際の参考とすることを目的としてPRTR排出量等算出マニュアルを整備し、届出の状況や今後予定している化学物質排出把握管理促進法施行令の改正等を踏まえて適宜更新を実施

#### 【PRTR届出外排出量の推計方法の精度改善】（経済産業省、環境省）

- 「PRTR非点源排出量推計方法検討会」（環境省）及び「すそ切り以下事業者排出量推計手法検討会」（経済産業省）において推計方法の見直しと推計精度の向上に向けて検討を実施
- 一般廃棄物処理施設からの対象化学物質の届出外推計排出量の推計結果の公表（平成31年3月）、産業廃棄物焼却施設からの対象化学物質の届出外推計排出量の推計結果の公表（令和2年3月）など、これまで推計できていなかった排出源及び対象化学物質の推計に向けた検討を実施

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項②化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施

### b) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応

#### 【内分泌かく乱作用のリスク評価手法の検討】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- 国内外の内分泌かく乱作用に関する試験法について調査すると共に、評価手法の開発を実施
- 厚生労働科学研究費等により、内分泌かく乱作用について、毒性評価方法の確立等を目指し、研究を実施
- 内分泌かく乱作用に関する信頼性評価として、平成10年（1998年）よりSPEED'98、平成17年（2005年）よりEXTEND2005、平成22年（2010年）よりEXTEND2010、平成28年（2016年）よりEXTEND2016をそれぞれ実施
- 信頼性評価を実施した計198物質（令和元年時点）のうち、98物質について第1段階試験管内試験、20物質について第1段階生物試験、6物質について第2段階生物試験をそれぞれ実施。第2段階生物試験を実施したノニルフェノールについては、現在環境リスク評価を実施

#### 【化学物質複合影響評価等調査費】（環境省）

- 複合影響評価に関する枠組みの構築及びガイダンスの作成に向け、内外の知見を収集しつつ基本的な考え方を整理
- 複合影響評価に関するWHO/IPCSフレームワークを我が国のリスク評価で活用できるよう、検討対象物質群ごとに作用メカニズム等の詳細な検討を実施

#### 【ナノ材料のリスク評価手法の検討】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- 国際貢献を念頭に置きつつ、産業現場で使用されるナノ材料の有害性調査の実施、有害性評価手法の開発、ナノ材料の有害性情報等の集積に資する研究を実施
- ナノ材料有害性の同等性に関する判断基準の確立、初期有害性情報を得るための低コスト・簡便な気管内投与試験法の確立を目指し、ナノ材料の安全性評価手法体系の開発を実施
- ナノ材料の環境影響未然防止方策検討事業として、①環境中ナノ材料の測定技術の確立、②ナノ材料の環境中挙動の把握、③ナノ材料の生態毒性に関する検討を実施

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項②化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施

### b) 予防的取組方法を踏まえた未解明の問題への対応（続き）

#### 【環境中の微量な化学物質による影響の評価】（環境省）

- 環境中の微量な化学物質による病態や発症メカニズムの解明を行うため、病態生理学、心身医学的解析や遺伝子解析のための診療データの収集、整理等を実施
- 「平成27年度環境中の微量な化学物質による健康影響に関する調査研究業務報告書」としてとりまとめ、公表

#### 【殺虫剤等に関する使用実態等調査】（環境省）

- 農薬取締法及び薬機法の取締り対象外である殺虫剤、殺菌剤、除草剤等の生物の防除に用いられる薬剤のうち、一部の製品について、特に環境中への飛散のおそれが高い方法で使用されるものについて、製造・使用実態等に関する調査を実施

#### 【水環境中で検出される医薬品等（PPCPs）による生態系への影響把握検討】（環境省）

- 既存知見を整理し検討対象物質の絞込みを行うとともに、「化学物質環境実態調査」により環境中の存在状況を把握。「化学物質の環境リスク初期評価」により環境リスク評価を実施
- 併せて、不足する知見を補うための生態毒性試験の実施、医薬品等の特性を踏まえた適切な環境リスク評価手法等の検討を推進

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項②化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施

### c) 国民の安全・安心の基盤としての各種モニタリング等の実施

#### 【化学物質環境実態調査】（環境省）

- 日本各地の多媒体（水質、底質、生物、大気）を対象に、一般環境中における化学物質の残留状況を把握
- 目的ごとに三つの調査体系で実施。平成30年度の実績は以下の通り
  - ・ 初期環境調査：19物質（群）を調査対象物質とし、水質59地点、底質20地点、大気23地点で調査を実施
  - ・ 詳細環境調査：10物質を調査対象物質とし、水質69地点、底質51地点、大気16地点で調査を実施
  - ・ モニタリング調査：20物質（群）を調査対象物質とし、水質47地点、底質61地点、生物25地点、大気37地点で調査を実施

#### 【化学物質の人へのばく露量モニタリング調査】（環境省）

- 「化学物質の人へのばく露量モニタリング調査」について、平成29年度以降、調査デザインの見直しの検討及び調査協力者の確保に係る各種手法の試行・比較検討を行いつつ、過去に採取・保存している生体試料も含めた化学物質分析を実施

#### 【数理モデルによる化学物質のばく露量の推計】（経済産業省、環境省）

- PRAS-NITE、AIST-SHANEL、G-CIEMSなどの推計モデルを用いて化学物質審査規制法におけるリスク評価を実施

#### 【大気環境の常時監視】（環境省）

- 大気汚染防止法に基づき、都道府県及び大気汚染防止法上の政令市では大気汚染の常時監視を実施。
- 地方公共団体及び国が実施した大気汚染物質モニタリングの調査結果を環境省ホームページで公表

#### 【水環境の常時監視】（環境省）

- 水質汚濁防止法の規定に基づき、水質汚濁に係る環境基準が定められている項目を中心に、都道府県、水質汚濁防止法政令市及び国（1級河川のうち国が管理するもの）が常時監視を実施。結果は都道府県知事により公表

#### 【地下水質の常時監視】（環境省）

- 水質汚濁防止法の規定に基づき、地下水の水質汚濁に係る環境基準が定められている項目を中心に、都道府県、水質汚濁防止法政令市が常時監視を実施。結果は都道府県知事により公表

#### 【全国POPs残留状況の監視事業】（環境省）

- ダイオキシンを除くPOPs30物質群について、国内の大気、水質、底質、生物等のモニタリング調査を実施。毎年、結果を取りまとめ「化学物質と環境」として公表

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項②化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施

### d) 評価手法の開発・国際調査、データの共有等の促進

【化学物質審査規制法におけるOECD等の国際的な枠組みのもとでの評価手法の開発・国際調和、データの共有等】（厚生労働省、経済産業省、環境省）

- 化学物質の生態毒性について、国立研究開発法人国立環境研究所とともに、QSARモデルの1つであるKATEの研究・開発を実施し、平成31年1月にKATE2017を公開
- GLP基準への適合性の確認を受けようとする試験施設に対し、書類審査及び試験施設の査察により適合性の確認を実施。
- 新規化学物質の審査情報や化学物質の安全性情報については、データベース（通称J-CHECK）を整備し情報を公開

【OECDテストガイドライン化に向けた評価手法の開発等】（経済産業省）

- 経済産業省では、化学物質の簡易な安全性評価手法を新たに開発し、OECDテストガイドラインを目指した活動を実施。
- 最近日本からOECDに提案した評価手法（試験法）は以下の通り
  - Hand1 Luc ESTアッセイ法（生殖発生毒性に係るin vitro試験法）
  - 内分泌かく乱作用に関する試験法としての女性ホルモン受容体（ER）あるいは男性ホルモン受容体（AR）を標的とする結合試験及びレポーター遺伝子アッセイ手法

【ストックホルム条約に基づく国内実施計画の推進】（内閣府、外務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省）

- 第8回締約国会議（平成29年5月）及び第9回締約国会議（令和元年5月）において条約の対象として追加が決定された物質も含めた国内実施計画の改定を実施。令和2年12月末を目処に条約事務局へ提出する予定

【アジア地域における政策ダイアログ等】（経済産業省、環境省）

- 日本、中国及び韓国における化学物質管理に関する政策や規制に関する情報交換を推進することを目的として、環境省では平成19年度から「日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログ」を毎年開催
- リスク評価に基づく効率的な化学物質管理制度の構築及び運用の支援として、タイ・ベトナムとそれぞれ覚書（MOC）を締結し、制度構築に必要な情報の提供や人材育成支援、化学物質管理の強化に向けた政策対話を平成24年から実施。またAMEICC（日ASEAN経済産業協力委員会）の枠組みを活用して、日アセアン化学物質管理データベース（AJCSD）を構築し、平成28年より本格運用を開始



# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項②化学物質に関する調査研究等の推進と国際的観点からの化学物質管理の実施

### d) 評価手法の開発・国際調査、データの共有等の促進（続き）

#### 【ODAを通じた取組】（外務省）

- JICAによる化学物質の適正管理に関連するプロジェクトや害物質を含む廃棄物の適正処理等に係るプロジェクトを実施。
- 課題別研修として、「環境安全のための化学物質のリスク管理と残留分析」、「国際的な化学物質管理に対する国内制度の対応(2016年からは「ASEAN化学物質管理」)」、「水銀に関する水俣条約批准に向けた能力強化」、「有害廃棄物の処理・処分における適正処理技術の推進」のテーマで研修事業を実施

#### 【東アジアPOPsモニタリングプロジェクト】（環境省）

- 東アジア地域におけるバックグラウンド地点の設定と大気試料の捕集・分析、技術移転・能力向上を果たしつつ、東アジア各国の担当者や国際機関の専門家を招集してワークショップを開催し、条約の有効性評価のためのデータ共有、解析等を実施

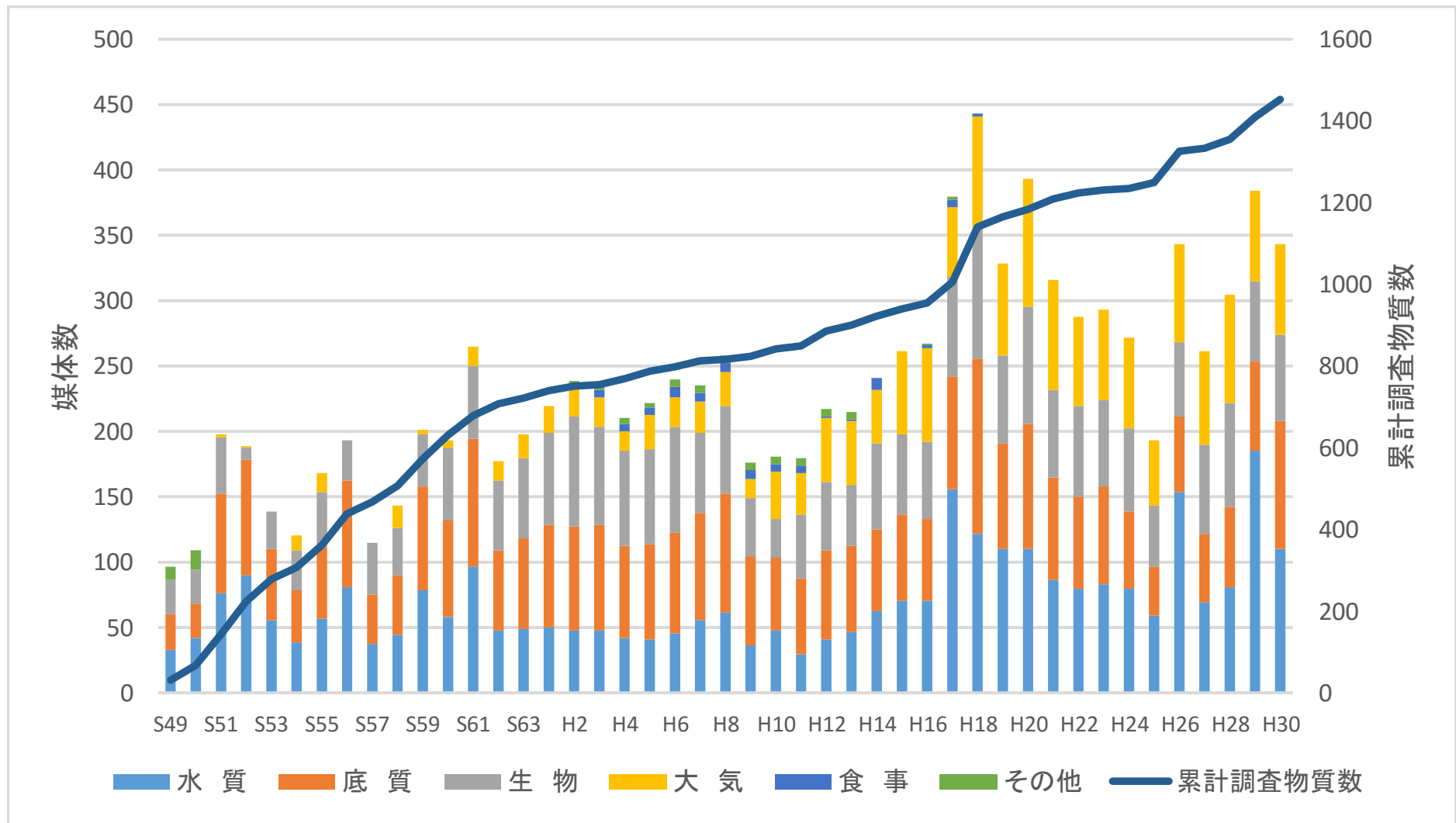
#### 【水銀に関する取組】（環境省）

- 平成25年10月に水俣市・熊本市で開催された外交会議において、水銀対策に関する途上国支援と水俣からの情報発信を行う「MOYAIイニシアティブ」を表明
- 平成19年度以降、国内の発生源による影響を直接受けない地点における水銀の大気中濃度（バックグラウンド濃度）等に関するモニタリング調査を実施。また、アジア太平洋地域での水銀の環境中濃度及び水銀排出量の推計、排出削減対策の効果（我が国への流入量の低減等）の予測、同地域技術者への技術指導等を推進
- 国連環境計画（UNEP）水銀パートナーシッププログラムの水銀廃棄物管理分野でリードを務めるなど水銀パートナーシップを通じた国際的な水銀対策の推進に貢献。平成29年から米国環境保護庁（USEPA）がリードしている塩素アルカリ分野で合同調査を実施
- 水銀対策の取組に資する情報の整備・普及を行い、水俣条約の実施を推進するため、平成30年から国連環境計画（UNEP）と共同プロジェクトを開始

# 各重点的取組事項の取組状況

## 重点的取組事項②化学物質に関する調査研究等の推進に係る取組推進に向けた指標

＜化学物質環境実態調査の実施状況＞



# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項②化学物質に関する調査研究等と国際的観点からの化学物質管理の実施の推進に向けた指標

### <化学物質環境実態調査の実施状況（つづき）>

平成30年度の実績は以下のとおり。

#### ○初期環境調査

- 19物質（群）を調査対象物質に、水質59地点、底質20地点、大気23地点で調査を実施

#### ○詳細環境調査

- 10物質（群）を調査対象物質に、水質69地点、底質51地点、大気16地点で調査を実施

#### ○モニタリング調査：

- 20物質（群）を調査対象物質に、水質47地点、底質61地点、生物25地点、大気37地点で調査を実施

※この他、水環境中で検出される医薬品等（PPCPs）、全国POPs残留状況についても、化学物質環境実態調査にて実施。

### <化学物質の人へのばく露量モニタリング調査の実施状況>

- 平成23年度から平成28年度までは、各年3地域、合計18地域491人の住民の方々に人への蓄積性の高い物質を中心に血液、尿、食事を採取し、ダイオキシン類、フッ素化合物、農薬系代謝物、重金属などの化学物質の蓄積量等を調査
- 平成29年度からは、調査デザインの見直しの検討及び調査協力者の確保に係る各種手法の試行・比較検討を行いつつ、過去に採取・保存している生体試料も含めた化学物質分析を実施中

### <水銀の大気中濃度等に関するモニタリング調査>

- 平成19年度より国内の発生源による影響を直接受けにくい地点（バックグラウンド地点）として沖縄県辺戸岬を選定し、水銀の大気中濃度（バックグラウンド濃度）等に関するモニタリング調査を実施
- 平成26年度より沖縄辺戸岬に加え、秋田県男鹿市においても観測を実施

※大気環境の常時監視、水環境の常時監視、地下水質の常時監視については、スライド13に記載

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項③化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進

### 取組結果の概要

様々な関係主体と連携してリスクコミュニケーションを推進する取組を実施してきた。特に「**化学物質と環境に関する政策対話**」においては、**政策提言として「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて」（平成30年）を取りまとめて公表した。**また、**SDS等の活用やchemSHERPAの開発・運用を通じた情報伝達を実施**してきた。今後は**リスクコミュニケーションの質を評価できるような取組も視野に入れて対応**を行っていくことが必要である。

### a) リスクコミュニケーションの一層の推進

#### 【リスクコミュニケーションに係る情報整備】（環境省）

- 化学物質の有害性やばく露に関する情報を分かりやすく整理した「化学物質ファクトシート」を作成・更新
- PRTR制度の対象物質462物質の内、現時点で352物質の情報を環境省ホームページ上で情報を公開。PRTRデータについては集計結果の公表だけでなく、個別事業所の地図上での検索や、個別事業所のデータの確認ができる「PRTRデータ地図上表示システム」を環境省HP上で公開（HPアクセス数：80,766回（2018年度）、78,015回（2019年度））

#### 【化学物質アドバイザーの活用による地域におけるリスクコミュニケーションの促進】（環境省）

- 市民、企業、行政からの要請に応じて、化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う化学物質アドバイザーを派遣（令和元年度の派遣実績：16回）

#### 【化学物質の安全管理に関する公開シンポジウムの開催】（内閣府、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省）

- 新しい化学物質等のリスク評価・管理に関して、各府省・各機関で取り組んでいる研究開発課題の最新研究成果を情報共有・広報する目的で平成19年度より開催
- 平成30年度は「非定常な化学物質リスクの評価・管理の方向性」、令和元年度は「化学物質の評価・管理に関する手法やツール等の活用状況」をテーマとし、行政関係、公益法人、研究者、民間会社から参加者を得て、成果発表、講演、意見交換を実施

#### 【事業者によるGHSラベル・SDS等の活用促進】（厚生労働省、経済産業省）

- 厚生労働省のHPに「職場のあんぜんサイト」を、経済産業省のHPにGHS分類ツール（事業者向けGHS分類ガイダンス、混合物分類判定システム等）をはじめとした「GHS関連情報」を、独立行政法人製品評価技術基盤機構のホームページに「GHS関連情報」サイトを設置。政府が実施したGHS分類結果、GHSモデルラベル・SDS情報、国によるリスク評価等の情報を掲載。
- 政府が実施したGHS分類結果として、合計4,404物質（令和元年度実施分まで）について公表済み

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項③化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進

### a) リスクコミュニケーションの一層の推進

#### 【事故情報の公表】（消費者庁）

- 関係行政機関等から消費生活上の事故情報を広く収集し、「事故情報データベースシステム」を通じて情報提供等を実施

#### 【化学物質と環境に関する政策対話の開催】（農林水産省、厚生労働省、経済産業省、環境省）

- 市民、労働者、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学物質と環境に関して意見交換を行い、政策提言を目指すため「化学物質と環境に関する政策対話」を実施
- 化学物質に関するリテラシー（理解力）の向上について議論した結果を「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて」として取りまとめ、公表（平成30年）
- 議論の良かった点や改善すべき点等のアンケートを傍聴者に対して行い、この回答を踏まえ、課題の改善などを実施

### b) 製品中の化学物質に関する取組の実施

#### 【製品中の化学物質に関するサプライチェーンにおける統一的な情報の伝達・提供等の在り方の検討】（経済産業省）

- 経済産業省では、国内で統一的な手法が確立していない製品中の化学物質の情報伝達について、世界の動向を視野に入れつつ、IEC62474と整合し、既存のアーティクルマネジメント推進協議会（JAMP）及び旧グリーン調達調査共通化協議会（JGPSSI）の双方に配慮した新たな情報伝達スキームとして、「chemSHERPA」（ケムシェルパ）を開発
- 平成27年より試作運用し、平成30年より本格運用を開始。今後、国内外の様々な業種に広く浸透させるため、更なる普及に向けた検討を行う

#### 【ライフサイクル全体を通じた環境リスクの最小化に向けた検討】（環境省）

- 法令に基づき届出された化学物質の製造輸入数量・用途情報、化学物質を使用した製品の産業統計、PRTR情報、モニタリングデータ等の化学物質に関わるビッグデータを活用し、化学物質のライフサイクル全体を通じたフローやストックを把握する手法の開発を推進

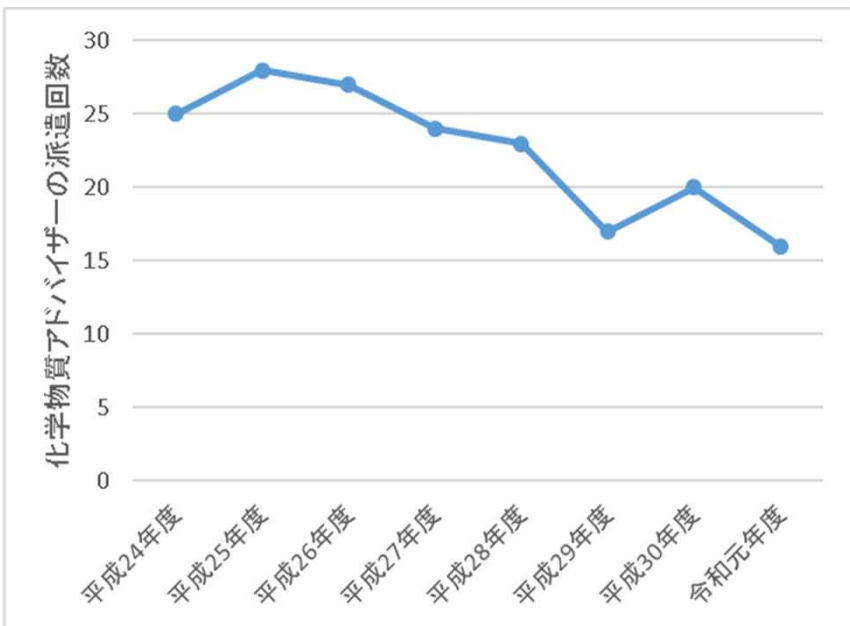
#### 【家庭用品品質表示法における取組】（消費者庁）

- 家庭用品品質表示法に基づき、一部の家庭用品について成分や使用上の注意等の表示の義務付け、表記の適正化を図るための周知啓発、必要に応じた表示の標準の見直し等を実施
- また、各地方公共団体における立入検査等による家庭用品品質表示法で定める表示に関する監視・指導の実施（毎年度）

# 各重点的取組事項の取組状況

## 重点的取組事項③化学物質の管理やリスクの理解促進と対話の推進に向けた指標

＜化学物質アドバイザーの派遣回数＞



- 環境省は、平成15年度以降、市民、企業、行政からの要請に応じて、化学物質に関する客観的な情報提供やアドバイスを行う人材である化学物質アドバイザーを派遣

＜「化学物質と環境に関する政策対話」の開催概要＞

回数	開催時期	主な議題
第1回	平成24年3月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 「化学物質と環境に関する政策対話」の設置について</li> <li>✓ 化学物質と環境に関する現状と今後の課題について</li> <li>✓ SAICM国内実施計画の策定について</li> </ul>
第2回	平成24年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SAICM国内実施計画（案）について</li> </ul>
第3回	平成24年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 予防的取組方法等の基本的な考え方について</li> </ul>
第4回	平成26年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ リスク評価の新たな展開とそれを取り巻く課題について</li> </ul>
第5回	平成26年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 製品中化学物質に関するリスクコミュニケーションのあり方</li> </ul>
第6回	平成26年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SAICMへの取組状況及び今後の進め方について</li> </ul>
第7回	平成27年5月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SAICMへの取組状況及び今後の進め方について</li> </ul>
第8回	平成27年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SAICM国内実施計画点検報告書取りまとめの報告</li> </ul>
第9回	平成27年12月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 第4回国際化学物質管理会議（ICCM4）の結果について</li> </ul>
第10回	平成28年7月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 今後の議事及び政策提言に向けた議論</li> </ul>
第11回	平成29年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政策提言に向けた議論</li> <li>➢ 『化学物質と環境に関する政策対話』におけるこれまでの議論の整理</li> <li>➢ 化学物質に関する教育</li> </ul>
第12回	平成29年8月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 政策提言に向けた議論</li> <li>➢ 化学物質管理に関する政策対話メンバーの共通理解について</li> <li>➢ 化学物質に関するリテラシー（理解力）の向上を目指して（論点整理）</li> </ul>
第13回	平成30年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ これまでの議論における共通認識のとりまとめ「化学物質と環境リスクに関する理解力の向上とその取組に向けて（案）」</li> </ul>
第14回	平成30年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 特別講演「生命の歴史と化学物質の歴史」（京都大学 加藤尚武名誉教授）</li> <li>✓ SAICMに関する最近の動向と今後の展開</li> </ul>
第15回	令和元年9月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ 災害・事故時における化学物質対応に係る情報共有の在り方—好事例の紹介—</li> </ul>
第16回	令和2年1月	<ul style="list-style-type: none"> <li>✓ SAICM国内実施計画の点検結果の報告</li> </ul>

# 各重点的取組事項の取組状況

## ■ 重点的取組事項④子どもの健康と環境に関する全国調査

### 取組結果の概要

環境中の化学物質が子どもの健康に与える影響を明らかにすることを目的とした「子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）」の結果については、これらを用いた**学術論文の執筆**や**成果の公表**により、**国内外問わず様々な研究の基礎データとして活用**されている。今後、更なる成果の有機的な活用方策を検討するとともに、引き続き、積極的な成果の発信に努める。

### a) エコチル調査の推進

#### 【子どもの健康と環境に関する全国調査（エコチル調査）】（環境省）

- 10万組の親子を対象とした大規模かつ長期のコホート調査「子どもの健康と環境に関する全国調査」を実施
- 平成26年度から、生まれてきた子どもに対する追跡調査を本格化し、生体試料の化学分析を実施。令和元年度からは、学童期検査を開始。また、追跡調査に加え、詳細調査（全国調査10万人の中から抽出された5千人程度を対象として実施）を実施しており、環境試料の採取や医師による健康調査・生体試料採取、精神発達調査を実施
- エコチル調査と同様の大規模調査を実施している欧州諸国などと調査に関する国際連携・協力を進めるため、大規模出生コホート調査に関する国際作業グループの会合にも参加
- 本調査において得られたデータについては、これらを用いた学術論文の執筆に取り組むとともに、質問票を集計しエコチル調査ホームページに掲載・公表

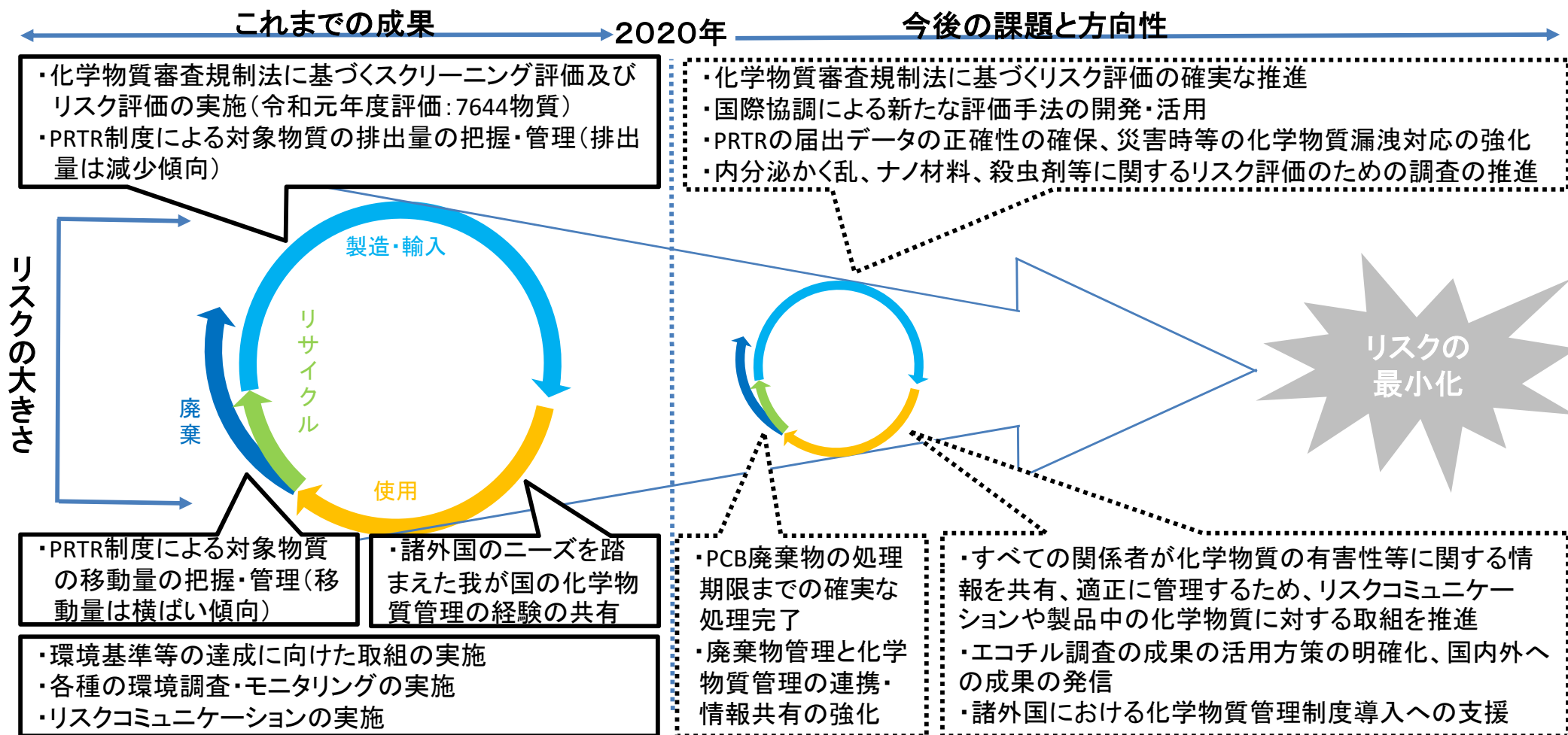
## ■ 重点的取組事項④子どもの健康と環境に関する全国調査の取組推進に向けた指標

<子どもの健康状態等に関する質問票ののべ回収枚数>

1,040,869枚（令和元年度の追跡調査の現参加者数：95,198人）

# 化学物質のライフサイクル全体のリスクの最小化に向けた今後の課題と方向性

- ・国際的には、「2020年までに化学物質が健康や環境への影響を最小とする方法で生産・使用されるようにすること」を目標（WSSD2020目標）としており、我が国においてもこの目標の達成に資する取組を実施する必要がある。
- ・これまで我が国では化学物質審査規制法に基づくリスク評価、化学物質排出把握管理促進法に基づくPRTR制度の施行、「化学物質と環境に関する政策対話」によるリスクコミュニケーションの実施、諸外国への我が国の化学物質管理の経験の共有や国際条約への貢献等を実施してきた。
- ・今後、引き続き、リスクの最小化に向けて、あらゆる主体が自主的積極的に環境負荷を可能な限り低減していくことを目指すことが必要である。このため、今回の点検を通して明らかになった諸課題について検討を行い、各主体とのより一層の協力を推進し、環境基本計画における他の重点分野との密接な連携を図っていくこととする。





# 地域循環共生圏の創造に向けた貢献

「自立分散」×「相互連携」×「循環・共生」= 活力あふれる「地域循環共生圏」 ⇒ 「脱炭素化・SDGsの実現、そして世界へ」  
 「オーナーシップ」「ネットワーク」「サステナブル」「人間の安全保障、次世代・女性のエンパワメントを基盤に」

→ 新たな価値とビジネス

「オーナーシップ」と「ネットワーク」  
からなる生命系システム社会

子どもの健康に影響を与える化学物質へのばく露等の環境要因の調査を行い、その成果を正しく伝えることにより、**安心・安全な子育て環境の実現と少子化対策へ貢献**

、地域が自立し誇りを持ちながらも、  
なまで豊かさが行きわたる。

安心と利  
子育て世代に

人に優しく魅力ある  
「交通・移動」システム

健康で自然とのつながりを感じる  
「ライフスタイル」

Society5.0の基盤技術であるAI等を活用した**高度なリスク評価手法の開発**

「災害」に強いまち

地域循環共生圏

多様なビジネスの創出

有害な化学物質の漏洩事案について、**平時からの予防策の検討・実施**とともに、地方公共団体、事業者、市民との協力体制の構築による**災害・事故時の迅速な対応の実施**

廃棄物処理における化学物質の情報伝達の推進等による**安全・安心なリサイクルの促進への貢献**

自立分散型の  
「エネルギー」システム

**地域循環共生圏において化学物質管理は基盤となるものである。**

- ・ 各種法令等に基づくリスク評価等の実施による**市民の健康の確保、地域の生活環境の保全**
- ・ 地方公共団体や事業者等による**地域でのリスクコミュニケーションの実施** 等